

船橋市児童相談システム導入業務事業者評価基準

No.	分類	大項目	小項目	評価内容	配点
1	書類審査	システム概要	システムのコンセプト	市が要望するシステムのコンセプトを正確に理解し、それに合致したシステムであるか。	30
2		システム要件	機能※1	市が示す機能要件に対して充分に対応できているか。	30
3			帳票※2	市が示す帳票要件に対して充分に対応できているか。	30
4			機能改善	システムの機能改善(ユーザー意見の吸い上げとその反映、法改正対応等)について、有用な提案が行われているか。	40
5		ユーザビリティ	画面	操作性及び視認性に優れている画面構成か、操作マニュアルを見なくても直観的な操作が可能か、庁舎外での使用を想定した様々な状況でも、操作が可能となる工夫がされているか。	50
6		データ対応	データ移行	確実な移行を実現するための方針や方法、市との役割分担、想定されるリスク内容やその場合の対応策が示されているか。	30
7		運用保守	職員支援	システムを使用する職員への支援として、研修体制、フォローアップ体制、問い合わせ対応が充実しているか。	50
8			業務改善	業務傾向の分析などシステムを活用した業務改善について、有用な提案を行うことが可能か。	40
9			緊急・災害等の対応	端末紛失、システム障害、災害発生等への対策及びサポート体制が充分に考慮されているか。	20
11		プロジェクト管理	業務実施体制・業務スケジュール	導入に係る明確な実施体制(人員・組織、進捗管理、会議等)、本市の稼働スケジュールを考慮した実現可能なスケジュールが提案されていること。	20
12		追加提案等		本市が要求する要件以外に、業務の質の向上、業務効率化に資する効果的な提案がされているか。	40
13		見積金額※3		仕様を満たしたうえで市に有利な見積額であるか。	20
14		面接審査	プレゼンテーション		市の質疑への応答が的確であるか。
15				プレゼンテーションの内容が分かりやすく説得力があるか。	30
16				児童虐待などの児童福祉に対し知見があり、理解が適切であるか。	40
合計					500

※1 機能要件一覧において、必須機能とする機能の配点は18点とし、その他機能の配点を12点とする。点数=18点+(その他機能の回答数÷その他機能数)×12点(小数点以下切捨)

※2 帳票要件一覧において、優先度をAとする帳票を3点、Bとする帳票を2点、Cとする帳票を1点とし、次の式により定めた点数を当該事業者の点数とする。30点×(当該事業者の得点/満点369点)(小数点以下切捨)

※3 最低価格提示者を20点とする。他は次の式により求めた点数とする。(最低価格提示者の提示金額/当該事業者の提示金額)×20点(小数点以下切捨)